

会社法第 782 条第 1 項に規定する備置書類

2023 年 12 月 12 日

三菱食品株式会社

## 会社法第 782 条第 1 項に規定する吸収分割に関する事前備置書類

1. 吸収分割契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 1 号）
2. 会社法第 758 条第 4 号に掲げる事項の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 1 号イ）
3. 会社法第 758 条第 8 号に掲げる事項（会社法施行規則第 183 条第 2 号）
4. 会社法 758 条第 5 号及び第 6 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 3 号）
5. 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等（会社法施行規則第 183 条第 4 号イ）
6. 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等（会社法施行規則第 183 条第 4 号ロ）
7. 吸収分割承継会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 183 条第 4 号ハ）
8. 吸収分割会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 183 条第 5 号イ）
9. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

当社を吸収分割会社、エル・プラットフォーム株式会社（以下「LP」という）を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本分割」という）を行うに際して、会社法第 782 条第 1 項の規定に基づき開示すべき事項は、本書記載のとおりです。

なお、本書記載の事項のうち、吸収分割契約書及び吸収分割承継会社の最終の事業年度に係る計算書類等については、原本の写しに相違ありません。

2023 年 12 月 12 日

東京都文京区小石川 1-1-1

三菱食品株式会社

代表取締役 京谷 裕



1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項第1号）

040000

小石川MD158

## 吸収分割契約書（横浜金沢）

三菱食品株式会社（以下「甲」という。）及びエル・プラットフォーム株式会社（以下「乙」という。）は、2023年11月27日（以下「本締結日」という。）、以下のとおり吸収分割契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（吸収分割の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲が横浜金沢低温DCにおいて営む事業（以下「本事業」という。）に関して有する第3条第1項所定の権利義務を、吸収分割の方法により乙に承継させる（以下「本吸収分割」という。）。

### 第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

- (1) 甲：吸収分割会社  
（商号）三菱食品株式会社  
（住所）東京都文京区小石川一丁目1番1号
- (2) 乙：吸収分割承継会社  
（商号）エル・プラットフォーム株式会社  
（住所）千葉県松戸市上本郷字押堀65番地1

### 第3条（権利義務の承継）

乙が本吸収分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙記載のとおりとする。なお、権利義務の移転につき関係官庁その他の関係者の許認可、承諾等を要するものについては、効力発生日（第6条に定義する。以下同じ。）までに当該許認可、承諾等が得られることを条件として承継する。

### 第4条（本吸収分割に際して交付する金銭等に関する事項）

乙は、本吸収分割に際して、甲に対し、承継対象権利義務に代わる対価として、乙の普通株式750株を交付する。

### 第5条（乙の資本金及び準備金に関する事項）

本吸収分割により増加する乙の資本金及び準備金等の額については、以下のとおりとする。

資本金	3,290,000円
資本準備金	0円

その他資本剰余金	会社計算規則第 37 条第 1 項において定義される株主資本等変動額から、前各号の額を減じて得た額
利益準備金	0 円

#### 第 6 条（効力発生日）

本吸収分割は、2024 年 4 月 1 日（以下「効力発生日」という。）の午前 10 時（以下「効力発生時」という。）にその効力を生じるものとする。ただし、本吸収分割の手續の進行上の必要性その他の事由により必要があると認めるときは、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日又は効力発生時を変更することができる。

#### 第 7 条（株主総会決議）

1. 甲は、会社法第 784 条第 2 項の規定により、本契約に関する同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本吸収分割を行う。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関する乙の株主総会の決議（会社法第 319 条第 1 項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。）を求める。

#### 第 8 条（競業避止）

甲及び乙は、甲が本事業について、会社法第 21 条に基づく競業避止義務を負わないことを確認する。

#### 第 9 条（本吸収分割の条件の変更及び本契約の解除）

甲及び乙は、本契約締結後から効力発生時までの間に、甲及び乙が別途合意したところに従い、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第 10 条（本吸収分割の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、第 7 条に定める甲及び乙の機関決定による承認を得られなかったとき、又は前条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失うものとする。

#### 第 11 条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。
2. 本契約に起因し、又はこれに関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第 12 条（協議事項）

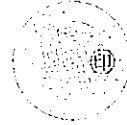
本契約に定める事項のほか、本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

(以下余白)

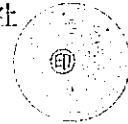
本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

2023 年 11 月 27 日

甲： 東京都文京区小石川一丁目 1 番 1 号  
三菱食品株式会社  
代表取締役社長 京谷 裕



乙： 千葉県松戸市上本郷字押堀 65 番地 1  
エル・プラットフォーム株式会社  
代表取締役社長 田中 勝久



別紙

### 承継対象権利義務明細

効力発生時において乙が甲から承継する権利義務は、効力発生時の直前における次に定める甲の権利義務並びに甲及び乙が別途書面にて合意した甲の権利義務のうち、法令上承継可能なものとする。ただし、当該甲の権利義務のうち、甲及び乙が別途書面にて合意したものは承継対象から除外するものとする。

#### 1. 資産

効力発生時の直前において甲が所有又は保有し、本事業のみに関連する以下の資産

- (1) 別添 1(1)に記載する土地、建物及び構築物
- (2) 別添 1(2)に記載する出資金
- (3) 機械装置及び器具備品

#### 2. 債務

乙は、下記 3 に定める契約に関する債務（ただし、効力発生時の直前において既に発生している債務及び専ら効力発生時以前の原因に基づき発生する債務を除く。）を除き、甲が本事業に関して負担する一切の債務（効力発生時の直前までに発生し、又は効力発生時の直前までに存在する事由に起因又は関連して発生する債務、有利子負債、不法行為債務、簿外債務、又は潜在債務を含む。）を承継しない。

#### 3. 契約（雇用契約を除く。）

別添 3 に記載する、効力発生時において甲が締結している本事業のみに関する契約に係る契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務（ただし、上記 2 において除外された債務を除く。）、並びに協同組合 横浜マーチャンドライジングセンターの組合員としての地位及び権利義務

#### 4. 雇用契約

乙は、甲から、雇用契約及びこれに基づく権利義務を一切承継しない。

#### 5. 許認可等

本事業に属する倉庫業法第 3 条に基づく倉庫業登録



別添 1(1)

承継対象不動産

1. 土地

下表記載の土地

No.	所在	地目	地積
1	横浜市金沢区幸浦二丁目 24 番 5	宅地	5,000.06 m <sup>2</sup>
2	横浜市金沢区幸浦二丁目 26 番 2	宅地	1,693.71 m <sup>2</sup>
3	横浜市金沢区幸浦二丁目 26 番 4	宅地	1,806.29 m <sup>2</sup>

2. 建物及び構築物

効力発生時において上記 1 記載の土地上に存する甲所有の建物（下表記載の建物を含む。）及び構築物並びにこれらの付帯設備

No.	所在	家屋番号	種類	延床面積
1	横浜市金沢区幸浦二丁目 24 番地 5	24 番 5	倉庫	7907.77 m <sup>2</sup>
2		24 番 5 附属建物符号 1	倉庫	19.56 m <sup>2</sup>

別添 1(2)

承継対象出資金

No.	内容	出資日	金額	出資先
1	出資証券	1980/6/20	1,620,000 円	協同組合 横浜マーチャン ダイジングセンター
2	加入金	1980/6/20	810,000 円	協同組合 横浜マーチャン ダイジングセンター

## 承継対象契約

No.	契約書名	締結日付	取引先	契約内容
1	物流業務委託契約書	2018/11/26	(株)ケーシン	物流業務委託
2	覚書	2023/5/15	(株)ケーシン	物流業務委託
3	物流業務委託契約書	2018/11/26	間口ロジスティクス (株)	物流業務委託
4	委託料等に関する覚書	2018/11/26	間口ロジスティクス (株)	物流業務委託
5	覚書	2020/4/1	間口ロジスティクス (株)	物流業務委託
6	覚書	2021/6/9	間口ロジスティクス (株)	物流業務委託
7	覚書	2022/4/1	間口ロジスティクス (株)	物流業務委託
8	覚書	2023/5/15	間口ロジスティクス (株)	物流業務委託
9	点検契約書	2019/3/1	イーケーエレベータ (株)	リース
10	点検契約書	2019/4/1	オムニテクノ(株)	リース
11	保守契約書	2019/12/1	カシオ計算機(株)、カ シオテクノ(株)	リース
12	AED パッケージサービス ご利用申込書	2018/11/2	セコム(株)	リース
13	レンタル契約書	2023/4/28	ロジネクスト東京(株)	リース
14	レンタル契約書	2022/12/1	ロジネクスト東京(株)	リース
15	レンタル契約書	2022/3/1	ロジネクスト東京(株)	リース
16	レンタル契約書	2020/12/1	ロジネクスト東京(株)	リース
17	レンタル契約書	2020/5/1	ロジネクスト東京(株)	リース
18	リース契約書	2020/7/9	三菱 HC キャピタル (株)	施設関連
19	リース契約書	2018/8/6	三菱 HC キャピタル (株)	施設関連
20	産業廃棄物処理委託契約書	2019/2/25	武松商事(株)	産業廃棄物収 集・運搬及び 処分委託契約
21	報酬の支払に関する覚書	2019/2/25	協同組合横浜マーチ ャンダイジングセン ター、武松商事(株)	産業廃棄物処 理委託契約
22	一般廃棄物処理委託契約書	2019/2/25	武松商事(株)	一般廃棄物収 集・運搬及び 処分委託契約
23	セコム・セキュリティサー ビス契約書	2018/9/27	セコム(株)	セキュリティ



## 2. 会社法第 758 条第 4 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項 (会社法施行規則第 183 条第 1 号イ)

### (1) 本承継対象事業に関する権利義務の対価に関する事項

LP は、本分割に際して、当社に対して、LP の普通株式 750 株を交付します。LP より当社が交付を受ける株式については、当社が LP に承継させる資産の時価評価額及び当社より LP に移管する事業価値等を踏まえ、LP と協議・交渉のうえ合意に至ったものであり、相当であると判断しております。

### (2) 資本金及び準備金の額に関する事項

本分割により LP の資本金の額が増加し、準備金の額が増加しませんが、本分割後における LP の事業内容及び本承継対象事業に関する権利義務に照らして相当であると判断しております。

### 3. 会社法 758 条 8 号に掲げる事項（会社法施行規則第 183 条第 2 項）

吸収分割会社は、全部取得条項付種類株式を発行しておらず、剰余金の配当も行わないため、該当事項はありません。

4. 会社法 758 条第 5 号及び第 6 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 3 号）

吸収分割会社は新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

5. 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等（会社法施行規則第183条第4号イ）

吸収分割承継会社は、最終事業年度がないため、吸収分割承継会社成立の日における貸借対照表は以下のとおりです。

設立時貸借対照表

[ 2023年10月2日時点 ]

エル・プラットフォーム株式会社

(単位:千円)

資 産 の 部		純 資 産 の 部	
流 動 資 産	4,212	株 主 資 本	4,212
現 金 及 び 預 金	4,212	資 本 金	4,212
資 産 合 計	4,212	純 資 産 合 計	4,212

6. 吸収分割承継会社の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等  
(会社法施行規則第183条第4号ロ)

該当事項はありません。



7. 吸収分割承継会社の成立の日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象（会社法施行規則第 183 条第 4 号ハ）

該当事項はありません。

8. 吸収分割会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第183条第5号イ）

該当事項はありません。

9. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第183条第6号)

会社分割当事会社の財務状況からして、債務の履行に特段の支障はありません。

